

議案第46号

調布市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため、提案するものであります。

調布市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大の防止，地域医療体制の整備，市民生活の支援及び地域経済の回復を推進する施策に必要な資金に充てるため，調布市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は，調布市一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は，調布市一般会計歳入歳出予算に計上して，基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は，第1条に規定する施策に要する経費に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

1 この条例は，公布の日から施行する。

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。